


サツマイモの重要害虫



# アリモドキゾウムシの 根絶にご協力をお願いします

 浜松市内で、サツマイモなどに大きな被害を及ぼす害虫「アリモドキゾウムシ」の発生が初めて確認されました。

これまでの調査の結果、根絶に向けた緊急的な防除措置（緊急防除）が必要な状況となっています。

## 地域の皆様へのお願い

- サツマイモやエンサイ（空心菜）、アサガオなどのアリモドキゾウムシが寄生する植物の除去・廃棄や発生区域外への持ち出しの禁止に御協力ください。
- 発生区域内でサツマイモを栽培された方で、未収穫のサツマイモや保管中のサツマイモがある方、ほ場などにサツマイモの残さがある方は、静岡県西部農林事務所にご連絡ください。

※ 発生区域は「緊急防除の区域」をご参照下さい。

## 緊急防除が始まると

アリモドキゾウムシの根絶が確認されるまで、発生区域内では

サツマイモやエンサイ（空心菜）の栽培のほか、ご家庭や学校でのアサガオなどの栽培も禁止されます。

令和5年  
3月上旬開始  
（予定）



## 緊急防除とは？

アリモドキゾウムシが農作物に大きな被害を与えるおそれがあることから、発生した病害虫を一部地域に封じ込め、根絶するため、植物防疫法に基づく緊急的な防除措置(緊急防除)が行われます。

## 緊急防除の区域

緊急防除は、規制を行う区域(発生区域)を定め、行われます。

### 発生区域案のイメージ図



■ 発生区域：地図は大まかなイメージです。○：捕獲地点から半径1 km圏  
最終的に○をすべて含むように、  
赤い円の外側の道路や河川等で区切った区域が指定されます。

## 緊急防除の期間

緊急防除の開始は、令和5年3月上旬の予定です。

(現在、国による手続きが進められています)

緊急防除による規制の解除は、

現在行っている発生調査で、

アリモドキゾウムシの根絶を確認した上で、

専門家の意見を踏まえて、判断されます。



発生調査  
(粘着トラップ)

発生区域を中心に  
トラップを設置し、  
発生状況を調査しています。

## 緊急防除による規制

発生区域内では、サツマイモやエンサイ(空心菜)、アサガオなどの寄主植物の栽培が禁止されます。

また、一度、発生区域内に持ち込まれた生のサツマイモ等は発生区域外への持ち出しが制限されます。

発生区域内では、寄主植物への薬剤散布や除去、廃棄等が実施されます。

※ 家庭や学校でのサツマイモやアサガオの栽培や、お店でのサツマイモやサツマイモ苗等の販売も規制の対象です。

※ 家庭菜園などで育てたサツマイモの残さ(収穫した後に残った茎葉やくず)等は放置せず、少量であれば、ビニール袋で密閉し、家庭ゴミとして廃棄してください。



発生区域

栽培の禁止



除去・廃棄



## 緊急防除による損失の補償 (販売農家の方へ)

緊急防除が行われると、発生区域内での収穫物の廃棄や栽培禁止などの措置に伴い、国から県を通じて、サツマイモ等の販売農家に対する補償が行われます。

### サツマイモの買い取り

発生区域で、令和4年度に生産されたサツマイモについて、販売価格の平均単価等を基に買い上げ単価を策定し、廃棄するサツマイモの重量に応じた額で、県が買い取ることで補償します。

### 栽培禁止の措置に係る補償

対象ほ場の栽培禁止に対しても、国が県を通じて補償します。

アリモドキゾウムシに関する最新の情報は、静岡県食と農の振興課ホームページをご覧ください。



## アリモドキゾウムシとは？

サツマイモに重大な損害を与える害虫です。  
日本では、この虫が発生している国や地域からのサツマイモやエンサイ(空心菜)等の輸入や移動が規制されています。



成虫

### ● 分布

東南アジア、北米、中南米、オーストラリア、アフリカ等  
(日本では沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島)

### ● 寄主植物 (アリモドキゾウムシが寄生する植物)

サツマイモやエンサイ(空心菜)等のサツマイモ属、  
アサガオ等のアサガオ属、  
ハマヒルガオ等のヒルガオ属の植物



幼虫



サツマイモ



ノアサガオ



ハマヒルガオ

### ● 特徴

成虫は体長約6.5mm、幅約2.0mm。  
幼虫がイモの中に食い入り、孔道を作ります。  
被害がひどいとイモの内部全体が孔道になり、黒変して悪臭を放ち、苦みを増します。  
少しの加害でも、食用に適さなくなります。  
なお、人畜に毒性、寄生性はありません。

(写真は植物防疫所  
HPから引用)



## アリモドキゾウムシに関するお問合せ先

- 静岡県西部農林事務所 (地域振興課) ☎ 053-458-7219  
(生産振興課) ☎ 053-458-7217
- 静岡県病虫害防除所 ☎ 0538-36-1543
- 静岡県食と農の振興課 ☎ 054-221-2626
- 浜松市農業振興課 ☎ 053-457-2332



## 静岡県浜松市アリモドキゾウムシ防除対策協議会

- 静岡県食と農の振興課 ● 静岡県西部農林事務所 ● 静岡県病虫害防除所
- 浜松市 ● 静岡県経済農業協同組合連合会 ● とぴあ浜松農業協同組合



地域の農業を守るため、

アリモドキゾウムシの早期根絶に向け、皆様のご協力をお願いします。

